

審 査 基 準

令和6年8月1日作成

法 令 名	風俗営業等適正化法
根 拠 条 項	第31条の23において準用する第10条の2第5項
処 分 の 概 要	認定証の再交付
原 権 者 (委 任 先)	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法施行規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 基 準	14日間
申 請 先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先	申請に係る警察署の生活安全課
備 考	